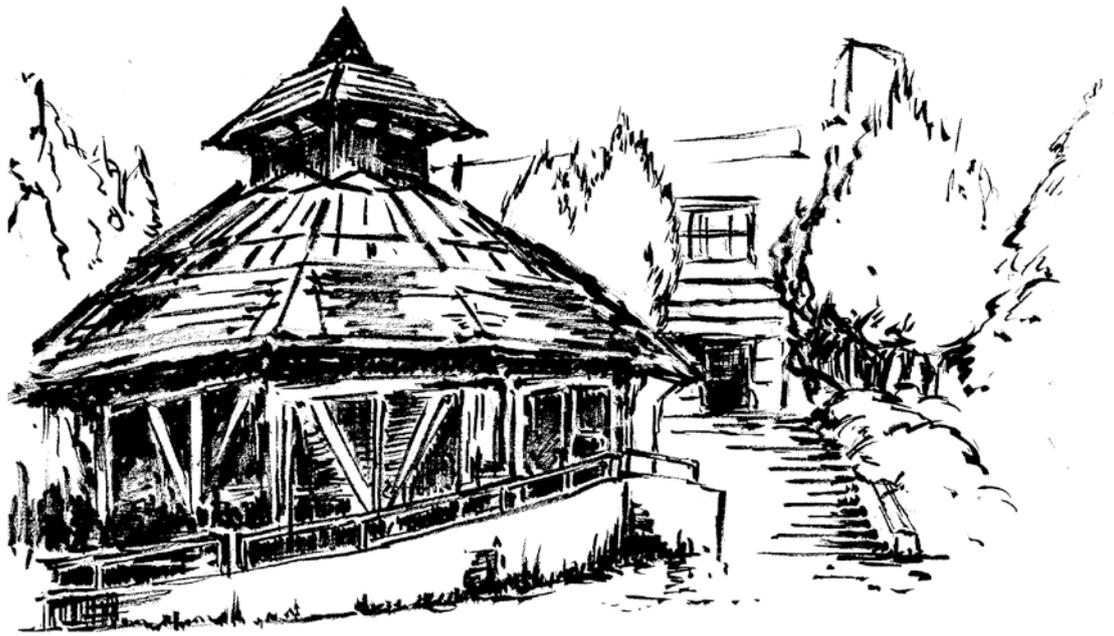


資 料



甲山自然學習館

1 西宮市民憲章

市制施行 45 周年を記念し、「文教住宅都市西宮」の市民としての誇りと自覚を呼びかけるとともに、市と市民とが一体となって究極の目標である“みどりとしあわせの町”づくりを推進するために、市旗とともに制定、昭和 45 年 11 月 3 日、市民文化祭の席上で発表、宣告し、告示された。

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。これは未来へはばたくわたしたちの合い言葉です。

- その 1 西宮を みどりと青空の明るいまちにしましょう。
- その 2 西宮を 教育と文化のかおり高いまちにしましょう。
- その 3 西宮を 心のかよった福祉のまちにしましょう。
- その 4 西宮を 希望にみちた産業のまちにしましょう。
- その 5 西宮を 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう。

2 都市宣言

安全都市宣言

わが西宮市は、産業・文化の振興に応じて新しい飛躍を遂げようとしている。しかしながらこの発展のかけに交通事故や職場の災害がふえ、不幸にも障害の身となり、あるいは生命を失なう人さえ少なくない。とくに、阪神国道と西国街道が走り、かつ合流する本市では都市災害のうちで交通事故のしめる比重が非常に大きい。また労働災害や火災の発生も漸増の傾向を示しており、これらの都市災害を絶滅するためなんらかの対策樹立が緊急となっている。こんご第 2 阪神国道・名神高速道路の開通をひかえ、さらに経済活動の活発化による新しい事態に備え、今こそ市民生活の安全を確保するため、一大市民運動を起こすときがきた。

ここに当市はあらゆる組織と連けいをはかり、事故のない明るい都市を建設するため、27 万市民の総意に基づき西宮市を「安全都市」とすることを広く宣言する。

昭和 37 年 1 月 10 日

兵庫県西宮市



文教住宅都市宣言

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行いらい、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛をみるにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪・神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあつて、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに西宮市は 30 万市民のひとしく望むところにしたがい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言する。

昭和 38 年 11 月 3 日

兵庫県西宮市

平和非核都市宣言

青い空、緑の大地、そしておだやかな暮らしは、
わたくしたち西宮市民のみならず、
平和を愛するすべての人の願いです。
そんな平和への願いとはうらはらに、
世界はおろかにも人類を何十回も滅ぼすほどの
核兵器を蓄積しました。
核戦争に未来はありません。
恐ろしい核兵器をつくってはならないし、
持ってもいけないし、持ち込ませてもなりません。
わたくしたちは、
世界中に核兵器の廃絶を強く訴えとともに、
平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓い、
平和非核都市をここに宣言します。

昭和 58 年 12 月 10 日

兵庫県西宮市

西宮市環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間のくらしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちのくらしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

【 行 動 憲 章 】

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にされた循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人とが共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成15年12月14日 兵庫県 西宮市

環境学習都市宣言（こども版行動憲章）

～今日から始めること～

私たちは、環境学習にすすんで参加し、さまざまな人たちと力をあわせ、環境を大切にする西宮市を100年後も世界中の人に誇れるまちにします。そのために、次のことから始めます。

- 1 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史・文化・産業やくらしと環境との関わりについて学びます。
- 2 私たちは、自分ができることから行動し、身近な人たちと協力しあいます。
- 3 私たちは、「もの」をくり返し使い、限りある「エネルギー」を大切にするまちづくりに参加します。
- 4 私たちは、人と人、人と自然が共に生き、公正で平和な社会をめざします。
- 5 私たちは、世界中の人と手を取りあって、かけがえのない地球を未来に引き継いでいきます。

平成17年3月 兵庫県 西宮市

3 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の概要

平成31年（2019年）4月

《基本計画策定の背景》

(1) 国連を中心とする人権問題への取り組み

昭和23年（1948年）に国連は「世界人権宣言」を採択しました。これは真の世界平和を築くために、世界の国々にある様々な差別をなくし、すべての人々の人権が確立されることを目的としています。人権が尊重される社会を実現していくためには、人権教育の推進が不可欠であり、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がされ、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、各国においても国内行動計画を定め、実行していくことを求めました。

平成16年（2004年）「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が同年に採択され、すべての分野での人権教育を継続発展させていくこととなりました。

(2) 人権問題をめぐる我が国の状況

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の施行（昭和22年（1947年））以来、我が国の人権に関する教育・啓発は様々な形で取り組まれてきました。平成9年（1997年）に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、平成12年（2000年）に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が国において策定されています。

また、平成28年（2016年）には、いわゆる人権三法、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が制定されました。

(3) 西宮市の状況

人権の尊重をすべての施策に共通する問題として取り組んできた本市では、平成12年（2000年）に「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画（平成20年度（2008年度）まで）を策定し、総合的な人権教育・啓発を推進してきました。

平成21年（2009年）に、行動計画を継承、発展させるべく、「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発の総合的な推進を図り、人権文化の普及・定着を図ることとしました。

そして、計画期間終了に伴い、その取り組みを継承する「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定することとしました。

《基本計画の概要》

(1) 基本計画の役割

- 人権をめぐる現状の明示
- あらゆる場における取り組みの必要性の明示
- 人権教育・啓発の方向性の明示

(2) 基本理念と2つの大切な視点

【基本理念（めざすべき姿）】 人権文化の花咲くまち 西宮をめざして

【大切な視点】

- ① 一人ひとりの『自己肯定感』を高める ～子供も大人も、みんな「大切な存在」～
- ② 一人ひとりが『多様性』を認め合う ～みんなちがってあたりまえ～

(3) 人権教育・啓発の推進に向けて

基本計画においては、「人権教育」を、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育の分野において行われる教育活動」、「人権啓発」を、「広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図る目的に行われる研修、情報提供、広報活動など」としています。

人権教育・啓発を推進する目的は、自らの有する人権について深い理解と認識を持った個人が他人の人権も尊重し、侵害することなく、共に生きていく社会をつくることです。その結果として、人権意識・感覚が人々の日常の生活に深く根ざし、人権を尊重する考え方やそれを保障するための実際的配慮、行動が社会の隅々にまで行きわたり、それが国や時代を超えた一つの文化として高まり定着することにつながります。

「差別や偏見を見抜き、許さず、他の人を思いやり、他の人の権利を尊重し、全ての人と共に生きていくことを、誰もが当たり前であると思うようになる」ことが必要です。

(4) 基本目標

基本計画においては、次の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

★基本目標①：人権についての教育・啓発

～人が有する人権とは何か。「知識」と「理解」をはぐくむ。～

まず何よりも、人権は一人ひとりが有するもの、ということから自ら確認することが重要で、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、差別や偏見が人々の意識や行動などに与える影響といった、人権に関する正しい知識を一人ひとりが学んでいく、正しい理解を深めていくための取組みです。

★基本目標②：人権のための教育・啓発

～人権問題を自ら解決しようとする「力」をはぐくむ。(エンパワーメント)～

目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力をつけていくこと(エンパワーメント)や、参加型学習などを通じて解決につながる技能を身につけていくための取組みです。

★基本目標③：人権としての教育・啓発

～教育の保障は「人権」そのもの。「自己肯定感」をはぐくむ。～

教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた、奪われている人々へ教育の機会を保障することや、お互いを大切な存在として認め合えるよう、「自己肯定感」をはぐくんでいく取組みです。

★基本目標④：人権を通じての教育・啓発

～人権が大切にされる「環境」をはぐくむ。～

いじめや虐待、セクシャルハラスメントなど、人権が大切にされていない状況下では、人権感覚は根づかないことから、人権教育・啓発を行っていきにあたり、人権が大切にされる環境をはぐくんでいく取組みです。

(5) 市の実施体制

基本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、学校、行政、民間(団体・企業)、地域及び家庭などと連携を図りながら、全庁をあげた取組みを進めます。

全ての幸福実現のベースに人権があり、教育・啓発が効果を出すためには、人権課題を踏まえた施策の展開が必要であることから、各部局においては、基本計画にあげた人権課題の方向性を踏まえた施策を進めるものとします。また、人権教育・啓発・研修等に関連のある各部局においては基本計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する取組みを行うものとします。

4 家庭教育への提唱

家庭は、子供にとって基本的な生活習慣を身につけ、他者への思いやり、自立心、自制心を育む重要な役割を果たすものです。その上で、子供たちは、地域社会や学校において、人と人とのつながりを感じながら「生きる力」を養う基本を身につけていきます。

私たち「西宮市家庭教育振興市民会議」は、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を実現するために、家庭・地域・学校が連携し、大人が責任ある姿勢をもって分け隔てなく子供と接することが、家庭教育への支援につながると考え、市民が一体となって取り組んでいく『重点目標』と『5つの実践目標』をここに提唱します。

平成 23 年（2011 年）2 月

西宮市家庭教育振興市民会議

<重点目標>

思いやりのある西宮っ子を育てよう

「思いやり」とは、相手の身になって考え、その立場を尊重することです。このことは、命を大切にする人権教育の基盤であり、かつ平和で幸福な人間社会形成の基礎でもあります。西宮の子供たちを思いやりのある優しい人に育てるためには、子供が安心して生活できる環境が必要です。

「西宮市家庭教育振興市民会議」では、家庭・地域・学校が連携する取組みとして「思いやりのある西宮っ子を育てよう」を『重点目標』と定め、具体的に取り組んでいく指針となる『5つの実践目標』を選びました。

<5つの実践目標>

○ 育てよう 優しい心と がんばる力

わたしたちは、他者を思いやる心と、自立心・自制心を育むために、家庭での教育を大切にします。

○ 声かけよう おはよう ありがとう ごめんなさい

わたしたちは、あいさつを交わし、感謝の言葉を伝えることで、家族・友だち・地域の絆を深めます。

○ 見守ろう よその子 我が子 区別なく

わたしたちは、家庭・学校・地域が連携し、子どもを見守り、支えています。

○ 習慣づけよう 早寝 早起き 朝ごはん

わたしたちは、子どもの意欲・体力・気力を充実させるために、
基本的な生活習慣を大切にします。

○ 外に出よう 元気に遊んで 友だちいっぱい

わたしたちは、子どもが様々な人との交流を通して、
社会性が育める環境を大切にします。

西宮市家庭教育振興市民会議（以下「市民会議」という。）は、家庭の本来果たすべき役割を見つめ直し、地域・学校・行政が一体となって取り組める方策を研究し、家庭の教育力の充実を支援することを目的として昭和 56 年（1981 年）に青少年育成に関わる関係団体で発足しました。昭和 58 年（1983 年）に『思いやりのある西宮っ子を育てよう』を重点目標とし、次の 5 つの項目を実践目標として取り組んでまいりました。『1. 西宮っ子は、すすんであいさつをします。 2. 西宮っ子は、乗り物の中ですすんで立ちます。 3. 西宮っ子は、交通ルールや社会のきまりをよく守ります。 4. 西宮っ子は、公園や広場、学校などを美しくします。 5. 西宮っ子は、すすんで読書やスポーツに親しみます。』

しかしながら、今日、家庭や子供を取り巻く環境が大きく移り変わる社会の変化に対応して、市民会議では、新たな実践目標への見直しについて、平成 21 年度（2009 年度）から協議を重ね、平成 23 年（2011 年）2 月に、新たな実践目標を提唱しました。

今後は、保護者、学校、地域の各種団体、行政が連携して「総がかりの教育」として、その啓発と実践に取り組むことが大切と考えております。